

国朝刑律の賠償金

— 財産の侵害に対する賠償金 —

片倉 穰

はじめに

中国の歴代の史書は、近隣諸外国の法を述べ、そのなかで、盗品の場合、盗品の幾倍かを本来の所有者に支払わせる賠償制が少なからず存在したことを紹介した。このような諸外国の賠償を正刑としての財産刑と解するのか、あるいは附加刑としての財産刑と見做すのか、は慎重な検討を要する問題である。しかし、あえておおざっぱにいうと、盗犯においては、盗品を二倍ないし一〇余倍というように、なん倍かにして返還せしめるといふ点ではほぼ共通性を有しており、その賠償は、単なる原状回復や損害補填以上の意味を持ち、概して損害補填と制裁の両意を含んでいたとされる。⁽²⁾ 中国においても、盗犯に対しては、実刑を科し、被害者に盗品を返還させるとともに、倍贓と称して、盗品の同額を徴することが定められていた。しかし、仁井田陞氏の指摘によると、この倍贓によって犯人は実刑をまぬがれたわけではなく、かつ、倍贓は被害者に給せられたものでなく、唐令によると、犯人を訴え、また、これを捕えた者の賞与

になっただけだといふ。中国では、きわめて早い時期に政治的權威が確立し、盗犯に対しても、国家ないし社会の立場から加害者を吟味し、制裁を加えるようになっており、被害者の立場に重点を置く賠償制度は、中国の国家制定法、とくに律ではさして重要な位置を占めることがなかったようである。⁽³⁾

これに対し、ベトナムの国朝刑律は、一〇〇〇年にわたる中国支配と自立後の対中国緊張関係のなかで、中国実刑主義の強烈な洗礼を受けたにもかかわらず、賠償制の原理を充分に内蔵していた。この法典の賠償は、唐律のそれを継受したけれども、そこには原状回復や損害補填以上の意味をも含めていたと思う。

この研究では、国朝刑律の賠償制において重要な位置を占める、盗犯を中心とした財産侵犯への賠償の基礎的諸問題を考察する。財産に対する不法侵害、とりわけ盗犯に対する定率的賠償は、生命や身体侵害以外の各種賠償金算定の基準的位置を占め、この問題を抜きにして国朝刑律の賠償制を論ずることはできない。国朝刑律を読解するためにも、財産の不法侵害に対する賠償金問題を考察することは必要な基礎的作業であらう。

一 倍贓律の検討

中国法、たとえば唐律では、不当不法の手段により利得を手中に収めたような犯罪を贓罪として処罰した。贓罪の贓とは、一般に犯罪行為または不当利得により他人の財産を取得する行為、あるいは、獲得した財物自体を指す名称であった。滋賀秀三氏の明快な解説によると、「贓とは、財物の奪取または授受が犯罪を構成するときに、奪取または授受の対象となった財物を指稱する言葉であり、われわれの言う贓物が盗贓だけを指すのに比べて遙かに意味が廣い。」⁽⁴⁾ 贓は、強盗の贓、窃盗の贓、枉法の贓(枉法とは、取賄して法を枉げること)、不枉法の贓(不枉法とは、賄賂を取取るが法を枉げないこと)、受所監臨の贓(統轄内の下僚や人民からの官物の横領物)、坐贓(枉法、不枉法、受所監臨以外の不法に收受した財物)の六種の贓に大別され、これらは六贓と総称された。六贓は、正贓ともい、特定の場合(死刑・流刑)を除き、被害者に返還すべきものとされた。とくに盗犯においては、原則として、倍贓といつて盗品と同額の価値を別に徴することになっていた(「盗者倍備」)。唐律疏議では、さらに、人畜車船などの不法の役使や私用に對しても、その労賃とか使用料を贓と評価し、財物の不法な破損と消耗に對しても、贓罪を準用するなど、贓罪の適用と準用範囲はかなり広がった。

国朝刑律は、これら贓 tang, 正贓 ching tang, 倍贓 boi tang などの法制用語を継受し、贓罪を六種に大別する方式を基本的に踏襲したが、その内実に至っては、算定基準や公私の別の導入などに独自

の創意工夫を凝らした。

さて、他人の財産を不法に入手した罪に適用される倍贓規定は、次の名例章に収められた律文である。

諸倍贓分、有二等、倍貳分、係官、係雜倍壹分、犯贓、甚者倍五分九分、係故意、再犯者並正贓入官若還主、謂官贓、及彼此俱坐、若無其還主倍分、分爲拾分、還主捌分、官司貳分、其貳分、再分爲拾分、刑官陸分、獄官參分、據胥壹分(二八条)

この倍贓律のなかの用語を一見すれば、唐律の影響を容易に認めることができるが、にもかかわらず、この律文は独自の書式と内容を兼備した注目すべき基本規定である。本規定によると、いわゆる倍贓は二種類に大別され、官贓 quan tang (公的財産の不法取得) は二分 niu phan を賠償させ、雜犯の贓 tap phan tang (私的財産の不法取得) は一分 nhai phan を賠償せしめる。故意犯 co y phan と再犯 tai phan の場合は、五分 ngu phan、九分 cuu phan というように賠償額を増加する。そして、犯罪により不法に獲得した財物自体、つまり正贓は、それが官物なら官司に、私物なら本来の所有者に返還させる。ただし、雜犯の贓でも、原告と被告の両当事者がともに罪に問われるような性質の贓(「彼此俱坐」"bi thi cau toa")や本来の所有者が存在しない贓は官に収めることとする。この正贓以外に、財産所有者に支払われる倍返し分(「倍分」"boi phan")の具体的配分については、この部分をまず一〇等分し、そのうち、一〇分の八を本来の所有者に、一〇分の二を官司 quan tu に与える。官司に配分される一〇分の二の部分は、これをさらに一〇等分し、刑官 hinh quan (法を裁く官。裁判官に相当する官)に一〇分の六、

獄官 *nguc quan* 二一〇分の三、掾胥 *duyên tu* (獄を掌る小役人・胥吏) に一〇分の一、をそれぞれ配分するという。

この倍贓律は、財産に対する不法侵害行為を禁圧することによって、官私の財産秩序の維持と保護を意図した法といえるが、その規定内容を少しく検討してみると、いくつかの特徴を指摘することができる。第一は、贓罪に関する賠償額の算定方法として定率賠償制の原則を採用したことである。この原則の採用は、贓物の賠償という事柄の性質上、自明のことのようにも思えるが、生命、身体ならびに名誉などに対する定額賠償制の原理とは際立った対照を示していることをまず確認したい。第二は、贓物の官私の別により、賠償金算定の比率に差等を設けたことである。いうまでもなく、刑罰は国家的制裁として加えられるものであり、国家的秩序の維持をなによりもまず重視する故、国家に対する犯罪を私人間の犯罪よりも重大視し、その量刑を加重した。この認識が、倍贓律においては官私の別を截然と打ち出す形で表われたのである。第三は、故意犯と再犯の場合に賠償額算定の比率を著しく高めたことである。つまり、贓罪の賠償についても、実刑と同様、故意犯や再犯という、犯罪を構成する特定の要件によって賠償額を加算したのである。第四は、本来の所有者に支払われるべき倍返し分の配分方法を明記したことに注目しなければならない。配分先と配分率は、所有主二〇分の八、官司一〇分の二となっており、これは、国朝刑律の倍贓が被害者の単なる原状回復や損害補填以上の意味を有していたことを示す。また、この贓罪に関与した裁判官から下役人に至る各段階の諸官吏に「倍分」の一部を支給するという方式は、加害者と訟人が裁判・訴

訟に要した費用を自己負担するという理解に基づく想定され、興味を覚える。⁽⁶⁾ なお、「倍分」の一部は告訴・密告者への賞として活用された。賞告規定(名例章、二五条)をはじめ、若干の条文をみると、「倍分」の一部(多くは二〇分の一)を告者への賞に充てること⁽⁷⁾ が定められていた。この場合、告者への賞賜分を減じた額が所有者と官司に配分されたのであろうか。最後に第五は、私的個人からの財物不法取得のときでも、事情によっては、国家に賠償金を納入する定めを設けたことである。倍贓律の記載によれば、財物授受の両当事者に罪あるときとか、原主の存在しないときである。この点は、唐律でも、贓物授受の両当事者が処罰される場合には、贓は官に没収され、取得した者だけが罰せられ、財物を与えた者が罪せられない場合には、贓は原主に返還されることになっていた。国朝刑律は、この原則を踏襲し、財産の本来の所有者に不当不法な行為があった際には、たとえそれが私人間の侵害行為であっても、国家に賠償金を帰属せしめたのであった。⁽⁸⁾

ところで、二八条の倍贓律のなかでぜひ言及しなければならない一問題がある。それは「倍壹分」「倍貳分」の意味である。国朝刑律の頁を繰ると、一般に、贓物の賠償額は「倍壹分」「倍償壹分」「倍贓壹分」(国律刑律は贓を贓の字で表わす)、「倍貳分」「倍償貳分」「倍贓貳分」(国朝刑律は貳を貳の字で表わす)などの形式で法定される⁽⁹⁾ ことが多かった。この形式が二八条の記載に依拠したものであることは多言を要すまい。それでは、「倍壹分」「倍貳分」とはどういう意味であろうか。

かつて、黎朝刑律を仏訳したドゥルスタル氏は、この「倍壹分」

「倍貳分」と記載されたときの実際の賠償額は、贓物以外に、贓物と同価値の一〇分の一、一〇分の一を加算して賠償することだと解釈した。すなわち、一分は一〇分の一、二分は一〇分の一という意味であり、したがって、「倍五分九分」とあるのは、実際には贓物、いわゆる正贓のほか、正贓の価値の一〇分の一あるいは一〇分の九を加算した額を賠償することと解釈したのであった。これに対し、ベトナムの史学界では、氏の解釈が誤りであることを指摘し、これを分制として理解するのではなく、一倍・二倍の意に受け取るべきだという見解が提示され、現実はこの解釈に従って訳業が進められた。歴朝憲章類誌のベトナム語訳書は、ドウルスタル氏の解釈を誤謬と断じ、「倍壹分」を二倍を支払うことと解釈し、国朝刑律のベトナム語訳書は、ドウルスタル氏の解釈の是非については付言しなかつたが、「倍壹分」を一倍とし、「倍貳分」を二倍としでそれぞれ賠償する意として訳出した。ごく最近では、グエン・ゴック・フイ氏も、これらを一倍とし、二倍ましの意に解すべきことを論証している。一方、日本では、仁井田陞氏が「唐・明律と同様に、黎律にも贓の規定があり、盗犯から倍贓を徴することとなつてゐた(Art. 326, 436, 450, 613, 再犯等からは倍五、倍九をも徴する Art. 28)。」と述べ、「倍五分九分」を盗品の五倍・九倍を賠償する意味に受け取っておられた。⁽¹²⁾

結論を先取りすれば、筆者もドウルスタル氏の解釈には従い得ず、「倍壹分」は、正贓分の返還とは別に贓物と同額(「壹分」)を賠償する意、「倍貳分」は、これも正贓分の返還とは別に贓物の二倍(「貳分」)を賠償する意、に取るのが正解であろうと思う。「倍壹分」は、

正贓の返還分を加えると一倍まし(贓物の二倍)賠償となり、「倍貳分」は、これも正贓の返還分を加えると二倍まし(贓物の三倍)賠償ということになる。このような倍贓律に定められた賠償を、本稿では倍額(倍価)賠償、倍まし賠償と呼ぶことにする。

確かに、国朝刑律でも、「分」という語が分数を表わす意味に用いられたこともあつた。この場合には二つの形式があり、一つは、「参分之壹」「拾分之壹」「拾分之貳」などの形式で示され、いま一つは、「削壹分」「減参分」「減伍分」「追：半分」などの形式で記載された。⁽¹³⁾

しかし、二八条の「倍壹分」などの「分」は、回数とか分量を指した語で、一〇分の一の「分」とは異なる意味に使われていた。国朝刑律では、この「分」という語に関して、少なくとも二つの異なる用法が採用されていたのである。また、もし「倍壹分」を一〇分の一賠償と解釈すると、二八条に定めた「倍分」の配分額(主に一〇分の一、官司に一〇分の一)がきわめて少額となり、賠償金を徴する法的意義が稀薄化し、さらに、告者に一〇分の一を賞として賜与してしまえば、「倍分」は完全に帳消しとなり、私的法益を保護する国朝刑律の法的精神を充分に満たさないことにならう。さらに、四二六条(盜賊章)をみると、劫盜罪において、主犯の賠償負担は「倍贓壹分」であるのに、停止者は「償入官参分之壹」となっており、もしこの「倍壹分」を一〇分の一賠償と解すると、主犯の賠償額が停止者のそれよりも少なくなり、つじつまが合わないことになる。さかのぼって、大越史記全書、本紀全書、卷二、李紀一、太宗壬午乾符有道四年(一〇四二)秋七月の条をみると、「詔諸盜官牛者、杖一百、一頭罰二頭」という詔がすでに發布されており、黎代より

も前に、二倍返し賠償の前例を見付けることができる。次は陳代の例だが、同書、本紀全書、卷六、陳紀二、明宗庚申大慶七年（一三二〇）冬十月の条にも、「詔、凡爭田土、勘問不是己物而強爭者、反坐、計田宅錢數、倍還之、若假立文契、別左手一節」とあり、陳代においても、倍額賠償を定めた詔が發布されていた。ベトナムのみならず、その近隣諸国と諸地域の法においても、一倍あるいは五倍返しなどの賠償がみられたのは前述の通りである。⁽¹⁵⁾ こう思い巡らすと、この国朝刑律が、ベトナムで行われていたであろう倍額賠償を一〇分の一方式に新たに改変し、賠償額を削減したとは、容易に想像し難く、⁽¹⁶⁾ やはり「倍壹分」は贓物の一倍を賠償する意であったと解釈するのが穩当であり、実際には、正贓と称された贓物自体（もしくは同等価値）と、これと同額ないし同価値の分（「倍分」）を本来の所有者に支払うことであつた。それ故、最高賠償額の「倍九分」は、九倍賠償の意であるが、これにも当然、正贓分が加えられるから、実際には、一〇倍に相当する額または価値分を支払うことになつていたのである。⁽¹⁷⁾

国朝刑律の「倍壹分」にみられるような「分」の用法は、この法典、またはこれを編した黎朝が考案したものではないかもしれない。なぜなら、ベトナム人の文献では、すでに陳代の安南志略、卷一四、刑政の項に、「元盜之物、一償九分、不能償者、沒其妻孥」という記事があるからである。グエン・ゴック・フイ氏が触れているように、この「一償九分」「nhất thưởng cửu phần」の「九分」は、国朝刑律の「倍五分九分」の「九分」と同じ九倍賠償の意に用いられたのではなからうか。もし、これを一〇分の九と解せば、「沒其妻孥」

と量刑上の釣合がとれなくなるのではあるまいか。⁽¹⁸⁾ この九倍返還法が、たとえば蒙古法や元代法にみられる九倍賠償とまったく無関係なのか否か、これだけではなんともいえない。なお、賠償が不可能なときにはその妻孥を没収するとあるのは、人間賠償の例である。安南志略の本記事は、陳法において、財産侵害に対する定率賠償制が成立していたことを知るうえでも重要であろう。

国朝刑律は、加倍の賠償を示すために、「倍壹分」「倍貳分」以外の別の形式を用いたこともあつた。それは、「倍償錢物還民」「倍償如律」「倍還聘財」「倍償還民」「倍追其粟」「倍其殺分」「倍其殺還之」「追償剩分如法」「倍所損費」「反倍所償」「追倍償如律」「倍錢還訟」等々の形式、約すれば、「倍」「bội」とか「倍償」「bội thưởng」という語を用いて記された形式であつた。⁽¹⁹⁾ 倍数を明記しない「倍」とか「倍償」なる語は、盗品に限らず、有体物と無体物の不法取得に対する賠償を法定する場合に用いられ、両語は、ほぼ一倍ましあるいは二倍ましという倍額賠償の意味に使われていた。これらの形式には、「倍償如律」のように、一分とか二分という倍数の明示はなかつたけれども、実際の賠償価額としては、前掲倍贓律の定めに従い、倍額賠償（正贓の還付以外に、官贓なら二倍、雑犯の贓なら一倍）が科せられることになつていた。こうして国朝刑律では、広義の贓物類の倍額賠償を法定するとき、「倍壹分」形式で示す類型と「倍」「倍償」の語を用いて「分」を指定しない類型、との二種の記載方式が併用されていたのである。

二 財産侵害への同額・減額賠償

倍贓律に定められた賠償規定は、多種多様な官私の財産に対する不法な侵害行為に適用された。いわゆる有体物としての財産の範囲は、公私の田土や建造物などの不動産に限定されず、私的所有物にあっては、個人の所有に属する樹木、作物、動物(牛・馬・鶏・豚・魚の類)、船隻から文書類に至るまで、動産・不動産を問わず、実に多岐にわたり、公的所有物にあっては、外国からの貢物とか貨物をはじめ、官糧、器物、樹木、課税物、陵廟・神道仏などの祭祀にかかわる物、官有動物(馬・象、その他)、戦器等々、これも多種に及び、これらの財産を侵害すれば、一定の実刑などを科し、併せて倍額賠償を徴収するのが通例であった。⁽²⁰⁾

しかし、国朝刑律の賠償には、倍額賠償以外に、同額と減額という二種類の賠償が、これも実刑と絡んで存在した。つまり、国朝刑律の損害賠償には、倍額(倍価)、同額(同価)、減額(減価)の三通りの徴収形態があったのであり、これらは、犯罪の軽重・性質・態様、当事者の身分、その他の条件を勘案して適用された。

本稿で述べる同額賠償は、犯人の手に存する現物を単純に取り上げたり、財産上の損害を補償したり、同じく損失分自体もしくはそれと同等価値分を追徴したりする一種の賠償で、いわば実損分の損害補填を意味する。この同額賠償は、原状回復を主目的としたものであるから、倍額賠償に比べると、制裁的、懲罰的性質が稀薄となっている。単なる現物返還は賠償とはいえないが、原状回復とい

う点では同額賠償と同一である故、考察の便宜上、これをもこの種の賠償に含めて論じることにする。中国では、盗犯のとき、二倍のものを原主に返すを倍備といい、公私物を毀傷・損失したときに、等価のものを返すを備償といったりした。国朝刑律でも、同額賠償を示すときに、この備償 *bi tuóng* なる語を用いたこともあったが、むしろ条文上では、「償本分」「追償本分」「追償還官」「償其所損」「計所毀責償修完如法」「償依所損」「償其穀分」「代償本分」「其物還寺」「追還之」「追其物還軍民」「追所擅斂還民」「奪其分」等々の形式で記された。⁽²¹⁾ 「償」「*tuóng*」「還」「*hoan*」「追」「*try*」「奪」「*doat*」などの賠償関係用語は、普通、同額分を補償、返還あるいは追徴する、筆者のいう同額賠償の意に用いられた。この点で、一般に倍額を示す「倍」「倍償」の語とは区別して使用されていたことが確認できる。

損害補償的性格を有する同額賠償は、全体として、公私物の単なる毀傷・損失・浪費などの場合に実刑と併科され、犯罪が公罪とか過失の範疇に含まれるようなときにも適用された。中国でも、前述のごとく備償という用語があり、これは、公私の物件を毀損もしくは紛失したときに、その原物と同一の実質形態を備えた物件をもって賠償せしめる義に使われていた(唐律疏議、卷五、名例、犯罪未発自首の条)。国朝刑律の同額賠償に中国の備償なる概念が包摂されていたことは、改めて言を弄するまでもない。

国朝刑律は、明確な不法領得の意思を欠いた侵害行為に同額賠償を適用することが多く、官吏の犯罪においては、公罪の場合であるとか、その他の一般人の犯罪では、過失などによると判断されたら

きにも、これを適用したりした。⁽²²⁾たとえば、軍政章に

諸行軍時、發運官失期致絶糧者、以軍憲論、道失官糧器物者、
償本分、隱盜者斬、倍償貳分、即糧道深險爲賊人梗阻、無軍護
送者別論(二七〇条)

とあり、条文中に、行軍時、發運官(食糧などの運送を掌る官)が
官糧や器物を遺失したとき、同額(本分)を償わせるという定めが
みえるが、これは、いわゆる公罪の範疇に含まれる犯罪であり、不
法領得の意思を欠く侵害行為であつて、こうした場合には倍額賠償
を義務づけなかつた。周知のように、唐律などの世界では、官吏の
犯罪に公罪と私罪の別を設け、官吏が私曲・悪意なく、過誤(「失」
とか「不覺」、その他)により公務に違背したときを公罪といい、同
じく官吏が公務に関係なく私人として犯す罪、および悪意(「知情」
とか「故」、その他)をもつて公務上において不正・違法行為を犯す
罪を私罪と称し、それぞれ刑罰を加減した。国朝刑律も公罪と私罪
を区別する法原理を採用し、公罪にあつては、刑罰を軽減すると同
時に、賠償額もおおむね同額ないし減額に定めたといつてよい。

刑罰権発動の前提である犯罪に個人の意思などの主観的側面を重
視する法意識、いわゆる主観主義的立場は、この国朝刑律にも現わ
れていた。四七条(名例章)には、故意と過誤 *quibus* を識別して
刑罰を加減すべき基本原則が定められていたが、この原則は、実刑
のみならず、賠償額の量定においても等しく適用されたと見做すの
が至当であろう。雑律章に収められた

諸放牛馬踐嚙穀桑者、杖捌拾、償其所損、若故放令踐嚙者、貶
壹資、倍償壹分、即自奔逸者、免杖(五八一条)

国朝刑律の賠償金 (片倉 種)

という律は、故意犯か否かの違いが刑罰と賠償額を量定するための
要件になっている事例であり、これによると、故意犯は貶一資と倍
額賠償の併科となっている。この五八一条と同内容ではないが、国
朝洪徳年間例諸供体式、放牛害禾穀の条に、

一、放牛害禾穀、損害不收、社長及縣官、引其牛关家主、就二
承論罪、其牛入官、償禾穀、每株三文

という興味深い法令が掲げられ、放牛が与えた禾穀の損害に対し、
加害牛の没収と一株につき三文の賠償金とが規定されていた。ここ
では、牛の所有権を官に所属せしめる形と、牛が与えた損害を賠償
させる形とで、家主の法的責任が問われたが、この場合の一株三文
が実際の一株の価値自体を金銭に換算して割り出した額だと解する
ならば、これは一種の同額賠償と見做すことができる。こうした形
式の賠償形態も存在したのである。また、田産章に

諸佃公私田、不告監主而先穫者、杖捌拾、倍其穀還之、即監主
經時不至、或致腐爛、聽告社官方得收穫、即不告者、杖如之、
償其穀分、雖凶歉不減(三六一一条)

とあり、雑律章にも

諸受寄畜産財物而輒費用者、杖捌拾、償本分、詐言死失者、貶
壹資、倍償壹分、若典雇人牧養而亡失者、杖捌拾、追償本分(五
七九条)

とあるが、前条は、同じ收穫物の横領でも、情況の違いにより賠償
額に格差が設けられており、後条は、寄託を受けた畜産と財物を所
有者の了解もないのに使用したときは、杖八〇と同額賠償が併科せ
られるのに対し、同種の犯罪でも、これらを死失したと詐言したと

きは、貶一資の刑と倍ましの賠償額が併科されている。典雇人の場合も同額支払であるが、これは、過失の意味を内包する「亡失」⁽²⁶⁾“yong that”という要件を重視して同額賠償に定めたのであろう。さらに、戸婚章には

諸差科賦役違法、法請先高強、後貧、明先多丁、後少丁、均平調貧高強、弱先後關要等以貶罷論、

即非法而擅賦斂、及以法賦斂而擅加益入官者、罪如之、追所擅斂還民、入己者、以枉法論、倍償壹分(三二五條)

とみえ、官吏が民より不法に賦役 *phu dich* を取り立てると、この罪に對し、不法の賦斂物を入官したときと、それを自己の所有物にしたときとは、賠償額が異なっている。すなわち、官吏が違法な収奪を行い、これを私的な不法利得としたときには、盗犯と同じ倍額の賠償を義務づけたのである。⁽²⁵⁾

以上、同額賠償は、財産の不法侵害に對して倍贓律の規定を機械的に適用し得ないとき、すなわち、公私物の単なる毀傷・損失・浪費のとき、官吏に於ては公罪の範疇に含まれるような罪を犯したとき、および加害者の意思・動機や犯罪の態様の諸要件を考慮しなければならぬときなどに、倍額賠償よりも一等級の賠償として命ぜられるものであった。この同額ないし同価賠償は、四七条(名例章)に記されたように、裁判官の裁量により決められることもあったし、国朝刑律の条文中に法定賠償としてあらかじめ規定されていたのである。

次に、国朝刑律には、賠償の一種として減額賠償という形態が存在した。減額または減価賠償については、すでに仁井田陞氏が「ただし家畜のようなものを殺傷したときは、減價賠償であった。」と述

べ、「家畜の加害行為に關しても加害家畜の所有者は損害賠償の責を負つていた。その賠償は定額的でなく減價賠償であった。」と指摘された。⁽²⁶⁾氏は、本稿で既述した同額賠償をも減価賠償の範疇に入れて考えておられたが、ここでいう減額賠償は、文字通り損害分の額(価値)に満たない分を支払うという意味に用いる。

さて、家畜侵害に對する減額賠償は、雜律章の冒頭に掲げられた、次の条文のなかで定められた。

諸於京城街巷及人衆中、無故走馬者、杖陸拾、以故殺傷人者、
減闕殺傷壹等、殺傷畜產者、償所減價、謂畜產本價格分、殺了減失捌分、即價別分、傷減壹分、即價壹分、論餘

論、其因驚駭不可禁止而殺傷人者、減過失貳等(五五三條)
若除神祇廟殺傷畜等、若有公私要速而走者、不坐、以故殺傷人者、以過失

この条文は、その原型を唐律疏議に見出すことができるが、唐律疏議の注を律の本文に組み込み、かつ、同書の他の条文に付せられた疏議を参照して注を新たに加えるというように、その原型に部分的修正を施して作成された律である。⁽²⁷⁾この規定において注目されるのは、畜産の殺傷に對して一定の減額賠償の原則が採用されたことである。京城の町中および衆人中に馬を走らせて他人の畜産を殺すと、被害畜産の価値は元の価値の一〇分の八を減ずることになるから、加害馬の所有者は、その減額分の一〇分の八を賠償しなければならず、もし同じく自己の馬が他人の畜産を傷つけると、その価値は元の価値の一〇分の一を減ずることになるから、加害馬の所有者は、減価分、つまり、本来の価値の一〇分の一を賠償しなければならぬ、という定めである。この畜産殺傷に對する定率的賠償方式は、唐律の原則を踏襲したものであるが、国朝刑律における減額賠償の

存在を示す具体例として、なにはともあれ、確認しておく必要があるろう。

国朝刑律は、単に正犯・主犯から賠償金を徴するだけでなく、共犯とか従犯に相当する者から三分の一の賠償額を支払わせる規定を設けていた。これは当法典における減額賠償の一形態である。盜賊章に

諸盜、初犯流遠州、原知盜及再犯者斬、即白日小偷竊者、以徒論、已得財者、並倍償壹分、停止各減壹等、償入參分之壹、知情減貳等、有持杖者、以劫論、殺人者依殺人法、婦人論減(四二九条)

とあり、詐偽章に

諸詐爲囑書文字、及翻典文字、爲斷契者、主及代書、徒象坊兵、證見貳貳資、有爭財產者、主及代書、倍償壹分、證見參分之壹(五三四条)

とみえ、この両条は、共犯とか従犯に対し、主犯(正犯)とは別個に三分の一の賠償を義務づけた事例である。前者は、諸々の盜犯(初犯 *so' pham*、原知盜 *nguyên tri đạo*、再犯 *tái phạm*、白日小偷竊 *hạt nhật tiểu thâu thieft*)において、財を不法取得した者に対し、所定の実刑と賠償を併科し、それらの犯人をかくまった者に対しても、犯人の罪に一等を減じた実刑と、犯人が奪取した財の三分の一に相当する額の賠償を果たせるといふ定めであり、停止 *thình chi* 犯人に対しても、実刑以外に減額賠償を命じたのが注目される。この三分の一は、主犯の実行行為に協力、援助した従犯(事後従犯か)に科せられた賠償金であろう。条文中の「原知盜」なる語の意味内容

は判然としないが、たぶんこの語は、「もと盜と知られしもの」、または「原知の盜」と読み、これを訳すれば、「すでに盜人として世間に知られていた人」ぐらいの意であろうか。初め、ドウルスタル氏はこの語を「*Les promoteurs du vol*」と仏訳したが、これでは四四六条(盜賊章)にみえる「原知盜者」が解けない。近年、この解釈を批判したグエン・ゴック・フイ氏らの見解に従い、この語は、再犯ともまた異なり、過去において盜人として世間に広く知られ、あるいは同じく盜人として有名な者を指称した表現であろう。五三四条は、囑書 *chúc thư* の偽造、質入れ文書から売買文書への改作にかかわる規定であつて、その後半部分は、この文書をもつて財産争いをしたときには、当事者と代書 *đai thư* 人に対し、係争中の財産の一倍返しを命じ、証見 *chứng kiến* 人(保証人)に対しても、当該財産の三分の一を償わせるという主旨である。この場合の証見人は、主犯を援助した従犯的存在と見做され、彼の責任を追及するため、主犯に科す賠償金とは別個に減額分の賠償金を徴することとしたのである。このように、主犯の犯行に協力的ないし援助した者から本分の三分の一に相当する減額分を徴したことは、共犯とか従犯のような行為にまで賠償原理が機能していたことを示し、われわれの注意を喚起するものがある。共同的不法行為にあつては、主犯のみに賠償の支払いを義務づけたのではなく、共犯とか従犯のような犯人にも賠償の責めを負わせることがあつたのである。

国朝刑律には、三分の一の減額賠償を命じた条文が前掲以外に二例あり、これらは、官の畜産を牧養する者⁽³¹⁾と監獄官 *giám ngục quan* が比較的軽微な不法行為を犯した場合に徴せられた事例であり、減

額賠償というものは、こうした比較的軽罪のときとか、あるいは犯罪の態様その他において、勘案の余地があるときにも適用されることがあったと推考される。この法典に記された条文上の用例によると、減額賠償の額は本分の三分の一であるが、これをもつて、減額賠償は必ず三分の一であったと断じるのは早計であろう。

国朝刑律は、実刑と賠償を文字通り併科するのを原則とし、通常、この両者を互いに加減・相殺し合う形では取り扱わなかった。アジア諸外国の法においても、実刑と賠償金・罰金を併科する規定がないわけではなかったが、わけでも、国朝刑律の併科は目を引く法現象だっただと思う。本法典では、一般に罪が重ければ、実刑も賠償額も加重され、逆に犯罪の態様その他により実刑の量が酌量されるときは、賠償のほうもそれ相応に減額されることがあった。したがって、基本的な実刑として五刑のような差等が設けられたように、賠償においても、金額の面で行くかの差等を設定しておくことが肝要であった。賠償体系としての倍額(倍一分・倍二分・倍五分・倍九分)、同額、減額の三段階設定は、実刑などの加減に見合う形で適用するために用意されたものであった。

ついでに触れておくと、国朝刑律の財産刑のなかに、最高に重い刑として「家産没官」「田産没官」「田産還夫主」などの形式で示された財産没収刑があり、この刑も実刑に併科する形で用いられた。

これは、文字通り加害者から家産や田産を没収する刑であり、加害者の物的基盤を根こそぎ奪取する苛酷な刑罰であったが、もし、条文上に「家産没官」などと定められ、実際に被害者に賠償しなければならぬときには、没官対象となった家産のなから、法定賠償

金を被害者に支払う方法が採られたと推考される。この点は、償命金や謝金のような賠償金の場合も同様であつたらう。

三 財産侵害への賠償と身分関係

諸々の身分関係内で財産侵害への賠償がどのように取り扱われていたか、という問題も一応検討する必要がある。この節では、家族・親族間と主奴間における財産侵害への賠償に関して、しばらく考察を加えることにしよう。

まず、家族・親族間におけるこの問題を論じるためには、次の諸条文が参考になると思う。

(イ) 諸同居卑幼私輒用財者、杖捌拾、追還之檢察(戸婚章、二九二条)

(ロ) 諸夫没子幼、其母改嫁、而私賣其子田産者、笞伍拾、追原錢、還買主、其田還子、即以有故、呈宗人、若聽官量所費而賣者聽、若後夫妄著前夫子姓名、以賣者、夫及代書證見人者、各杖陸拾、貶貳資、知情買者、杖捌拾、失原錢、其田還子、後妻賣前妻子田産、亦如之(始増田産章、三七七条)

(ハ) 諸父母在、盜賣田産者、男杖陸拾、貶貳資、女笞伍拾、貶壹資、追原錢、還買主、其田産還父母、同居卑幼者、其家長田産同盜即知情買者、失原錢、代書及證人知情、各笞伍拾、貶壹資、不知情者、不坐(始増田産章、三七八条)

(ニ) 諸同居眷屬相盜者、不分多少、減盜人財壹等、即夜間穿斫墻

壁者、各依凡盜法（盜賊章、四三九條）

(ホ) 諸同居卑幼將人盜己家財物、減凡盜壹等、盜人以盜論、倍償如律、有殺傷者、各依本法、將者與同罪（盜賊章、四四〇條）

挙例の諸条文中、(イ)は、同居 *dòng cư* の卑幼 *ty ai*（つまり唐律疏議（卷二〇）、賊盜、卑幼將人盜条の疏議）によると、共居の子・孫・弟・姪がその家の財物をおつてに費消したときの罰則規定であり、ここに示された「用財」とは、着物を質に入れたり、現金を持ち出して無駄遣いしたりすることを指すという³⁴。この条文の原型は唐明律にあるが、国朝刑律は唐明律のような財の数量による量刑の段階的加重方式を採らず、一括して刑を量定し、そして唐明律の後半部分、つまり同居尊長の家産分割における不公平処置に対する罰則規定については、なぜか記載しなかった。条文(ロ)は、寡婦が再婚してまだ幼い子の田産を売つたり、後妻が前妻の子の田産を売却したりした場合の規定である。これと同形式の律文は唐明律に見当たらないが、寡婦が独断で家産の処分をすることを禁じた法令は、すでに中国の文献に散見され、本条のような母子同居の家の家産は、母子両者の同意によつてはじめて有効に処分され得るとするのが、中国古来の法であり慣習であつたとされる³⁵。三七七条には、寡婦の子がまだ幼少であるときと寡婦が再婚したときという条件が付せられており、子が未成年の間は、寡婦がその田産の管理に当たり、再婚すれば、そうした権利を抛棄しなければならなかつたことが分かる。この規定では、売却の対象物たる田産を「其ノ子ノ田産」と特定したのが注目される。すなわち、この律は、その家の田産全部を対象としたのではなく、子の所有（持分）に属する田産を寡婦が私売し

たときに適用される規定であつた。条文(ハ)は、父母存命中に子が父母の田産を盗売したり、同居の卑幼がその家長の田産を盗んだりしたときの規定であり、条文(ニ)は、同居の親族内で盜財行為が発生したときを予想した規定であり、同居中の親族間の盜においては、他人の財物を盗んだ罪に一等を減じた刑を科すこととするが、特別の場合には、凡盜をもつて刑を論断するというものであつた。これら諸規定によると、犯人に対し、法定の笞・杖あるいは貶などの刑罰に処すとともに、財物の費用分についてはそれと同等分を追徴し、売却済みの分については売却により取得した元金を買主に払い戻し、田産のほうは本来の所有者に返させることになつていた。犯人から徴収する賠償金については、(ニ)の「各依凡盜法」を除き、本分の返還を義務づけるのみで、倍まし賠償を明記しなかつた。この点に留意して、(ホ)の条文に目を遣ると、これは同居の卑幼が他人を誘引して自分の家の財物を盗んだときの規定だが、このときも、卑幼が誘引した他人（盗人）に対しては「倍償如律」、すなわち盜品の倍額賠償の責任を負わせたが、一方、卑幼自身に対しては、実刑の一等軽減措置を講じ、倍額賠償のほうは徴しなかつたと判読することができる。

ところで、始増田産章を開くと、次の条文がみえる。

諸祖父父母俱亡、而宗人非理賣子孫田産者、杖陸拾、貶貳資、追原錢、還買者、仍倍壹分、還買者及子孫各壹分、田産歸子孫、知情買者、失原錢、若有宿債、聽宗人爲保賣償之（三七九條）

これは、親族が祖父・父母没後の子孫（子・孫）の田産を正当な理由もなく売却したとき、犯人に対し、所定の刑罰を科すと同時に、

原錢(田産の売却により取得した錢)を買主に返させ、さらに原錢の二倍分を徴して買主と子孫に半分ずつ(原錢と同額)を支払わせ、かつ当該物件たる田産を子孫に返還させる。しかし、それが非理の物件であることを知りながら購買した者には、原錢は返済されないし、また、祖父母・父母以来の負債があり、この負債を支払うために親族が保証人となって田産を売却するときは、罪には該当しない、という規定である。⁽³⁶⁾本規定によると、罪を犯した親族に対し、田産自体を返還させるばかりでなく、原錢の倍額賠償をも命じており、子孫には田産が返され、そのうえ原錢相当分(「壹分」)が支払われるのであり、親族、つまり宗人内部の盗売においても、賠償の原理が機能していたことを推知することが可能である。

かつて牧野巽氏は、前掲諸条文をはじめ、黎律の財産関係諸規定を吟味、分析し、黎朝の財産所有制は父母家産共有制であり、子が父母の家に同居している間は、家産は父母の所有に属し、子にいつさいの所有権はなく、子は異居することによって自己の財産を所有するに至ったと述べ、唐律とは異なり、黎律では同居(文字通り単なる同居を指す)親間にも盗罪が成立する。すなわち、黎律においては、異居親間の盗罪は一般的盗罪と同様に見做され、そこには唐律のごとき軽減の法的措置は講ぜられておらず、また、唐律では盗罪を構成しなかった同居親間の財物盗用において、黎律はやや刑罰の軽減すべきものを見出したと論断された。⁽³⁷⁾この論断は、家族・親族間の財産侵害における賠償問題を考察するためにも参照すべき見解であろう。思うに、前掲諸条文により示されたように、国朝刑律では、異居親から同居親までの範囲内でも、盗罪は確かに成立して

いたから、自らこの盗罪にも実刑と賠償の併用が考慮されたはずである。ただ、家族とか親族と一言でいっても、加害者と被害者が同居か別居かの別などにより、財産の侵害に対する法の対応の仕方が異なっていたのである。前掲諸条文中、「追還之」「其田還子」「其田産還父母」とあるのは、おそらく同居という条件を考慮して同額賠償(このときは現物返還)にとどめたものであろうし、少なくとも、(二)の「減盗人財壹等」と(六)の「減凡盜壹等」は、実刑の一等軽減を示した表現であり、これらの場合には、一般の盗罪と同じ倍額賠償を徴収する意味は含まれていなかったと推量される。さらに、一步踏み込んで思い巡らすと、父母と同居中の、家産という物質的土台を有さぬ子が家族・親族の財産を侵害したとすると、このような子は賠償の面で(少なくとも現時点では)有責に行動し得る能力を持たない存在であったため、彼自身に対し、倍まし分を要求することはできず、それ故、賠償は現物返還という同額形式にとどまるのが普通であり、また、他者(異居親を含む)に対して賠償が必要なきは、父もしくは父母などがその子に代わって代償責任を果たさねばならなかったであろう。ここに一例をもって示すと、親族内部の事例ではないが、盜賊章に

諸子猶居父母家而爲盜者、父以貶論、爲劫者、父以徒論、重者論加、並代償贓分、若已異居、以罰貶論、經官^經報告者、並不坐、
即已告而猶居其家者、與未告同(四五七条)

とあって、父母と同居中の子が他人の財産を盗劫すると、父のほう処罰され、かつ、父が子に代わって被害者に賠償しなければならぬという定めがあった。同居中の父が子に代わって代償責任を負

うのは、保護者としての父の社会的道義責任によるものでもあろうが、同時に、賠償額が贓分の償還（「代償贓分」）にとどまっているように、財産分与前の子が法的責任能力を充分に有しない存在と理解されていたからであらう。

このように、牧野氏の所論と数条の律に誘導されて検討を加えてくると、国朝刑律では、(1)親族間に生じた財産侵害においても、倍額賠償の原理は機能していたと考えられ、加害者が自己の家産を所有しておれば、倍額賠償を適用することが充分にあり得たと思われること、(2)ただし、法は、同居か別居かという居住形態の差異、財産所有の有無により、実刑はもとより、賠償額の決定にも一定の配慮を行って軽減措置を講じ、同居親内の犯罪にあつては、同額賠償（現物返還）にとどめるのが一般であつたこと、(3)物質的土台を有しない加害者のときは、加害者本人に対しては現物返還という形と同額賠償を義務づけるか、その父母に代当責任を負わせるかが普通であつたと推測されること、以上をこの問題の結論として要約することができる。いわゆる私人の法益保護をも重要な目的の一つとする賠償制は、家族・親族内部の盗財行為においても完全に無縁の存在であつたのではなく、倍額賠償の適用されることがあつたと思われる。なお、家族・親族間の財産侵害を論じる際には、別稿で述べた親告制や親族相隠の問題にも付言すべきであり、国法が血縁集団内部で発生した盗犯を裁くためには、いくつかの制約があり、現実の問題として訴訟立件が容易でなかつた側面も考慮しなければならぬが、ここでは原則的問題に触れるだけとし、他については別の機会に譲りたい。

次に、奴婢による主人の財産侵害に対する賠償の取り扱いについて言及しておかなければならない。国朝刑律、そして黎法上の奴婢は、私見によれば、いわば限定的責任能力を有する存在として位置づけられ、奴婢が自己の不法行為に直接的責任を負う場合と、彼の行為に主人が代当責任を果たす場合とがあつた。このような奴婢の法的責任能力にみられる二面的性格は、奴婢のいわゆる人的性質と物的性質の二重性を法的に反映したものであろう。これをやや具体的にいえば、奴婢にみられる限定的責任能力は、主人（国家を含む）による所有の客体、財産の一部であり、かつ非人格者と見做される場合もあるという側面と、やはり人間であり、現実に家族を持ち、生産の手段と用具を所有ないし占有する存在という側面、の両面を包括する奴婢という存在形態の法的反映であつたといえよう。主人の家産の一部を構成し、自己固有の家産を必ず所有するとはかぎらないという奴婢の存在形態は、奴婢による財産侵害への賠償の取り扱い方を規制し、奴婢の盗犯を一般人のそれと同等同列に扱わない原因となつた。すなわち、国朝刑律は、主奴関係において、償命錢や傷損錢の支払いをその条文上にいつさい明記しなかつたように、奴婢による主人の財産侵害に対しても、実刑のほうは凡人の同行為よりも加重しながら、賠償に関しては倍額賠償を明記せず、同額賠償を記すにとどめたのであつた。たとえば、奴婢が主人の田土を盗売すると、次の始増田産章の規定が適用された。

諸奴婢盜賣主田土者、杖筵拾、刺面陸字、流近州、田土還主、
追原錢、還買者、其買者知情、笞伍拾、貶晝資、追原錢入官⁽³⁸⁾
(三八六条)

これによると、自己の主人の所有する田土を盗売した奴婢には、凡人間の田土盗売よりも重い実刑を科したが、賠償に関しては、主人に当該田土を返還し買主にその原銀を返すだけで、奴婢に対しては、いっさいの倍額賠償を義務づけなかった。現物と原銀返還の点では、父母存命中の子が父母の田産を盗売した行為や同居親間における卑幼の盗売行為と、ほぼ同等の扱いであった。この条文は、現実の問題として容易に起こりそうでない犯罪を定めた特殊事例のようにも受け取れるが、別の見方をすると、この種の犯罪が現実が発生し、かかる犯罪の発生が充分に予想されたから刑律の条文として設けられたといえるのであり、後者の理解がより妥当であろう。本条文は、黎朝治下の奴婢の社会的地位とその活動を検討するための一史料として活用できると思う。それはさておき、奴婢による主人の田土盗売の件では、国朝刑律は一般の田土盗売罪よりも一以上の刑を加重したが(三八二条に定められた一般の田土盗売罪によると、刑罰は貶、一〇畝以上で徒)、賠償のほうは田土の返還、原銀の追徴という形の同額賠償にとどめた。これは、奴婢という身分の者が主人の財産の一部を形成し、かつ、全部の奴婢が田土の所有者だといえなかった状況を踏まえると、しごく当然の規定であったといえよう。こう考えて、盗賊章を繰ると、

諸奴盜主者、加凡盜壹等、婢論減(四四一条)

という規定があり、奴が主人の田土以外の財産(金銭や動産の類か)を盗むと、凡盜罪に一等を加えた刑が科せられ、婢の同行爲には刑の量減措置が講ぜられたという。ここでは「加凡盜壹等」の意味内容が問題であるが、管見によれば、この「加凡盜壹等」は、実刑の

一等加重を意味した定めであって、奴に対し、一般の盗犯と同じ倍額賠償までも義務づけたものではなかったであろう。確かに、国朝刑律の盜賊章には、「各依凡盜法」(四三二条)、「各加凡盜壹等」(四三四条)、「各以凡盜論減壹等」(四三五条)、以凡盜論減壹等(四三六条)、「以凡盜論」(四四四条)等々があり、これらの形式の行間から倍額賠償が読み取れる場合もある。しかし筆者は、前掲三八六条の規定と本条文との相關関係、および国朝刑律中に奴婢本人に対し倍額賠償を命じた規定が見当たらない事実により、この「加凡盜壹等」は、実刑の量を凡盜の場合よりも一等加重することを示した表現であり、奴に対する倍額賠償の徴収をも含意する規定ではなかった、と解釈するのが穏当であろうと考える。

これとは別の条文であるが、同じ盜賊章に、

諸典雇人盜典文字者、減凡盜參等、倍壹分還主(四四八条)

という簡略な規定がある。⁽⁴¹⁾すなわち、典雇人 *tiên có nhân* (普通、典は人質つまり担保、雇は雇傭、つまり人身の貸借借を表わす。兩者を合わせて典雇と称することが多い)⁽⁴²⁾が契約証書を盗むと、通常の盜罪に適用される刑に三等を減じた刑を科すが、賠償については、原則通り、証書に記載された金額と同額分(「壹分」)を別に典雇主に支払わねばならなかった。四四八条は、実刑の量減が直ちに賠償の量減に連動するとはかぎらなかつたことを示す一例であるが、この節の課題に限定して考えると、典雇人の犯行に「倍壹分」の責任を負わせたのが注目される。残念ながら、これ以外の典雇人に対する倍額賠償例を国朝刑律上に見付けることはできないが、典雇人(あるいは佃客 *tiên khách*)は、典雇主への財産侵害において倍

額賠償の対象となり得たのであり、賠償における責任主体として法的に位置づけられていたと断じて大過なく、この点でも、典雇人は、奴婢とは異なる法的存在と理解されていたことが確認できよう。奴が他家の財産を盗むと、奴の主人はその犯行事実を官司に陳告しなければならず、もしそれを怠れば、主人は処罰され、賠償の代当責任を果たさなければならないことになっていた。これを記した条文は、盜賊章に収載された。

諸人家奴爲盜、而主不經官讞告者、貶伍資、爲劫者、貶伍資、罷職、無官徒種田兵、並代償贓分、藏匿受財者、與同罪、卽卹告後復容受者、以知情論(四五六条)

であり、ここでは、主人が官司への陳告を怠つたため、主人を処罰し、賠償を科すこととしたが、その代償額は贓物分のみであった。

唐律(唐律疏議、卷六、名例、官戸部曲の条の疏議)では、奴婢や部曲より贓・贖を徴すべきときは、その奴婢や部曲より徴し、彼らを使役する主家の財産から徴することを認めなかったが、国朝刑律のこの条文によると、主人による代償の行われていたことが判明する。もつとも、この場合は主人の陳告義務不履行による処罰であるから、この条文をもって、常に主人が奴婢のために代償していた証拠とみるわけにはいかない。

ところで、この条文は、前掲四五七条の、父母と同居中の子が他人の財産を盗んだときの罰則規定と同一原理に基づいて作成されており、両条文とも、犯罪行為の官司への申告を怠つた父母ないし主人に刑罰と代償責任を科すというのが重要な趣旨である。この両者を対比すると、同居中の子と奴とは、父母と主人の保護・支配下に

あり、理論的には、どちらも財産の完全な所有主体とは見做されず、法的責任能力の面では類似の存在であった。双方の条文に贓物の代償を定めたのは、偶然のことではなく、しかるべき事由があつたのである。しかも看過し得ないのは、両条文ともに「代償贓分」とあつて、「倍壹分」とは明記されていないことである。「代償贓分」は、奴が支払うべき賠償額を主人が文字通り代償することであり、それ故、かりに主人が奴の盗犯事実の申告手続きを済ませておけば、主人は罪に問われることなく、奴自身が被害者に贓分を償う形の賠償、すなわち同額賠償の義務を果たすことになっていたと推測される。

奴婢の財産侵害に対する賠償のあり方を考察するための参考史料は、ごく限られた僅少の数しか探し出せず、現在の研究状況では、この問題に関する明快な断定を下す確たる自信はないが、これまでに紹介した些少の条文に対する吟味と、奴婢の盗犯行為に倍額賠償を明記した規定が見当たらないという事実、および私人の法益保護をも重視する賠償制というものの存在理由、などを踏まえて、これを要約かつ整理してみると、次のようになるのではなからうか。

(1) 国朝刑律はその諸条文上に奴婢への倍額賠償を明文化しなかつた。この法典は、賠償においても、奴婢を一般人と同等の責任主体としては認めていなかった。とりわけ、奴婢の主人に対する盗犯行為などにおいて、奴婢に対して倍額賠償を命じることは、まず原則としてなかつたと推考される。

(2) それ故、主人に対する奴婢の財産侵害において適用された賠償の種類は、現物返還、同額追徴が普通一般であつた。

(3) 奴婢なる身分は、黎朝の法的規制の枠内で主人の支配と管理のもとに属する人格的存在であった故、奴婢が他人の財産を侵害した場合、その主人が賠償の代当責任を果たすこともあった。

(4) しかし、国朝刑律に奴婢の犯罪に対する倍額賠償が明記されなかったことを根拠にして、あらゆる場合に、奴婢は倍額賠償適用外の存在であった、と断定してしまうのはきわめて早計に過ぎよう。この法典にそれが明記されていなくても、たとえば、奴婢同士の盗財行為において、一方の奴婢から倍額賠償を徴する場合が想定されるからである。この点の立証については、後日の検討に俟ちたい。

本稿の随所で窺知し得たように、国朝刑律のこの種の賠償制に中国法の影響を看取することはさほど困難ではない。この法典にみられる賠償制の体系化に唐律疏議などの倍賦規定が影響を及ぼしたであろうし、清明集その他の諸書に掲載されたような賠償や、中国実社会で行われていたであろうような賠償慣行とも無関係であったとはいえないかもしれない。⁽⁴⁴⁾しかし、この体系化が中国法の単純な継受の所産ではなかったことも確実であり、この国の賠償制は、中国法との比較的考察だけでその全容が解明できるものでもなからう。賠償制が固有法の強固な存続の目安になることは、ベトナムにおいても御多分に洩れないが、この国の法では、それが国家の基本的制定法のなかの核心として体系的に位置づけられたこと、そして、これが単なる遺制とか存続ではなく、中国法摂取の過程で洗練され、新たに整備されたであろうことを強調しなければならない。

国朝刑律の賠償に関する諸規定の考察を基礎に、ベトナム賠償制の淵源と発生理由をあえて探究する困難な仕事も将来の研究課題で

あろう。ベトナムの賠償に対しても、発史的には、私的復讐に代わって被害者の主観的感情を満足させる性質を有していた、あるいはまた、自己の財産への権利侵害的な観念が働いていた、という推考が成立するかもしれない。無文字社会で行われた復讐には、権利感情とも呼ぶべきものが支配しており、それが、いろいろな意味において醇化されて今日の損害賠償の制度となり、権利の概念の構成ともなってきたと巨視的に概観し、権利の侵害が刑罰・贖銅および損害賠償の発生原因になった、と主張する見解もあるが、⁽⁴⁵⁾ベトナムの賠償において、このような権利侵害の意識の存否を論じるためには、なおしばらくの熟考が肝要であろう。

また、ベトナムでは、一七世紀以降の村社で一般的になったといわれる郷約 *hương約* のなかに、郷約の違反者に対し、頭髮を剃る身体刑などとともに、罰銭や賠償が定められていたといわれる。⁽⁴⁶⁾賠償は国家の基本法だけの問題ではなかった。国朝刑律の賠償制は、人々の実生活に深くかかわる郷約の類とも無縁の存在ではなかったであろうが、どのように両者はかかずらうのであろうか。こうした問題も、この法典が賠償制を重視した理由とともに、改めて考究すべき課題であろう。⁽⁴⁷⁾

む す び

国朝刑律の財産侵害に関する賠償制度は、特別の重罪に命ぜられる財産没収を除けば、倍額(倍価)、同額(同価)、減額(減価)の

三種に類別することができる。

(1) 国朝刑律二八条の倍贓律は、贓罪に対する賠償額を定率で算定する方式を採用し、官私という財産の所屬別により算定の基準となる比率に差等を設け、故意犯と再犯にはその比率を加重し、正贓分を除く「倍分」の当事者らへの配分基準を規定し、さらに、財物授受の両当事者に罪がある場合と原主不在の場合には、賠償金を官司に帰属せしめることなどを定めた基本規定である。この基本規定が単なる文言ではなく、実際に機能していたであろうことは、国朝刑律の数々の罰則規定を調べることにより、それを裏付けることができる。賠償額を示す「壹分」「貳分」の解釈に関しては、これらは一〇分の一、一〇分の二の意ではなく、一倍・二倍の意であったことが確認でき、たとえば「倍壹分」とは、正贓自体の返還とは別に、これと同額分を賠償することを意味した。このような賠償の定率算定方式は、その始原を黎代よりも以前に求めることが可能である。なお、この法典では、この「倍壹分」形式以外に、「倍」や「倍償」の語をもって倍額賠償を定める書式も併用された。

(2) 同額賠償は、他人の財産に与えた毀損・消耗分の補償、盗品と同額・同価値分の追徴などをその内容とするが、本稿では、盗品の単純な取り上げ、すなわち現物返還をもこの範疇に含めて論じてみた。これらの賠償を示すときには、主として「償」「追償」「還」「追」の諸語が用いられた。この同額賠償は、一般に通常の公私物の破損・遺失ならびに消費に適用され、明確な不法領得の意思が前もって見当たらないような財産侵害行為、官吏の公罪その他、に適用された。実刑の量を加減するときに考慮された公罪と私罪の別、

犯人の心理状態や犯罪の態様といった諸条件も、賠償額を定める際に勘案された。

この法典のなかでは、減額賠償は、家畜の殺傷に適用され、その他、共犯とか従犯のごとき犯人からも徴収された。このような犯人にまで賠償範囲を上げたことは、この法典の賠償制が単なる実刑の付属物ではなかったことを物語るように思えてならない。

(3) 国朝刑律に記された財産侵害に対する賠償は、家族・親族関係と主奴関係の範囲内でも無縁の制度ではなかった。しかし、筆者の分類した三種の賠償が各々の範囲内で等しく機能していたのではなかった。血縁集団間にせよ、主奴間にせよ、現物返還のごときがこれらの間で適用されたことは疑いないが、倍額賠償のほうは、右記の範囲内では完全には機能していなかった。家族・親族間の財産侵害においては、法は、加害者と被害者の居住形態、つまり同居と別居、同財と異財の別を現実の問題として考慮しなければならず、物的土台を有しない、父母の保護下にある加害者自身から倍額のよな賠償を徴収するのは無理であった。この場合、加害者に対しては現物返還を命じ、その父母らに代当責任を負わせ、被害者の法益を保護する方途も講じられたことであろう。主人に対する奴婢の盗財行為においても、加害者たる奴婢に倍額賠償が命ぜられたとは考えられず、この場合も、同居中の卑幼と同様、現物返還が普通一般であったろう。第三者に対する奴婢の盗財行為に対しては、その主人が賠償の代当責任を負うこともないではなかったと推考される。だが、奴婢同士の盗犯で倍額賠償が徴せられたことも想定不可能ではないから、いまの分析段階で、奴婢が倍額賠償と無縁の身分であつ

たと安易に割り切るのは危険であろう。

これまで、国朝刑律にみえる財産侵害に関する賠償制の仕組や内容について縷述してきたが、前節までの考察にもかかわらず、なお疑問点と未解決の課題が残されている。今後、さらに追究していく所存である。

- (1) 仁井田陞『中国法制史研究 刑法』(東京大学出版会、一九五九。補訂、一九八〇)三五六頁。その他、同書、三五一一三五五頁も参照。
- (2) 島田正郎『東洋法史』(明好社、一九七〇)二二七頁。
- (3) 仁井田陞、前掲書、三七一頁。
- (4) 律令研究会編『訳註日本律令(五)唐律疏議』(東京堂出版、一九七九)一八七頁。唐の贓罪に関しては、滋賀秀三氏が訳註した前掲『訳註日本律令』に学ぶ。倍贓に関しては、同書以外に、仁井田陞、前掲書、二五一一二五二頁、会田範治『唐律及び養老律の名例律梗概』(有信堂、一九六四)六五―七一、九八各頁。西田太一郎『中国刑法史研究』(岩波書店、一九七四)二二三―二二二頁、等々参照。
- (5) 歴朝憲章類誌、卷三四、刑律誌、刑法名例之別に収載された同条文には、「係官贓」を「係官三」、「係故意」を「係固意」、「則入官」を「則入贓」と誤記し、「係雜犯贓」の「係」の一字が欠落している。歴朝憲章類誌は東洋文庫とパリ・アジア協会の各所蔵本による。
- (6) 国朝刑律によると、燈火錢や紙錢などの名目の諸錢が訟人から徴収された。断獄章「諸獄監・獄掾索燈火及紙錢大訟重賈過分者、伍伍以上、笞伍拾。貶壹資、壹貳以上、貶貳資、多者論加、倍錢還訟(人)。(七一七条)。その他、黎代の裁判・訴訟において、各種の名目で錢を徴したことについては、歴朝憲章類誌(卷三八、刑律誌、勘訟事例之律)、詞訟条例、景興条律および国朝詔令善政等の諸書に収められた条例・条文を参照すべきである。一度、こうした問題に取り組みたいと考えている。
- (7) 三〇三条(戸婚章)、三四五条(田産章)、三五一一条(同章)、三七二条(同章)、四五一条(盜賊章)、四五五条(同章)、六一三条(雜律章)、六一四條(同章)。倍贓分以外のもので告者の賞に充てた事例もあるが、これは省略する。
- (8) 私的個人の財産を不法取得したときに賠償金などを入官させた事例として、一三八条(違制章)、四六二条(盜賊章)、五八〇条(雜律章)、それに天南余暇集、条律、洪徳五年の禁私和令と欽定越史通鑑綱目、正編、卷四一、黎顯宗癸未景興二十四年(一七六三)秋七月の条参照。
- (9) Raymond Deloustal, "La Justice dans l'ancien Annam, Traduction et Commentaire du Code Lê", BEFEO, IX, 1909, pp. 112-113.
- (10) Phan Huy Chú, *Lịch Triều Hiến Chương Loại Lại*, Tập III, Hà-nội, 1961, tr. 123, 148.
- (11) Cao Nài Quang, *Vũ Văn Mẫu, Nguyễn Sĩ Giác, Quốc Triều Hình Luật (Hình Luật Triều Lê)*, Sài-gòn, 1956, tr. 29, 31. Nguyễn Ngọc Huy, "Le Code des Lê: Quốc Triều Hình Luật ou Lois Penales de la Dynasties Nationales", BEFEO, LXVIII, 1980, p. 182. その他、次の文献を参照。Vũ Văn Mẫu, *Cổ Luật Việt-Nam Luật Khảo, Quyển thứ Hai, Sài-gòn*, 1970, tr. 128. Stephen B. Young, "The Law of Property and Elite Prerogatives during Vietnam's Lê Dynasty, 1428-1788", *Journal of Asian History*, 10-1, 1976, p. 19.
- (12) 仁井田陞、前掲書、五八九頁。
- (13) 中国法制史上の「分」の用法に関しては、たとえば、仁井田陞氏が『中国法制史研究 法と慣習・法と道德』(東京大学東洋文化研究所、一九六四。補訂、東京大学出版会、一九八〇)三七八頁において、「唐及び宋初の雜令、又は唐六典に見える「分」は100つまり今日一般に用いられる「分」と同義であるが、慶元令及び前掲清明集に見える「分」は10であって、今日の「割」に相當する。そしてこの「分」に對して100をあらわすのが、慶元令に見える釐である。」と述べられた。慶元条法事類には、「諸稱分者

以十分爲率」の名例勅が散見する。国朝刑律、倍贖律の「分」の用法は、これと異なることにならう。

- (14) 「參分之壹(三分之壹)」〓八八条(衛禁章)、四一〇条(姦通章)、四一一条(盜賊章)、四二六条(同章)、四二九条(同章)、五三四条(詐偽章)、五七八条(雜律章)、六一三条(同章)、六一六条(同章)、七〇四条(斷獄章)。「拾分之壹」〓二五条(名例章)、三〇条(同章)、三〇三条(戶婚章)、四五五条(盜賊章)。「拾分之貳」〓三七二条(田産章)。「貳拾分之壹」〓三八八条(增補香火令)、三九〇条(同令)、三九一条(同令)。「參拾分之壹」〓二五条(名例章)。「割壹分」〓三四六条(田産章)。「減伍分」〓三二一条(名例章)。「減失捌分」〓五五三条(雜律章)。「償捌分」〓五五三条(雜律章)。「減參分」〓四八二条(關訟章)。「出半分」〓二八五条(戶婚章)。「減……半分」〓三八一条(始增田産章)。「入……半分」〓四二五条(盜賊章)。「謝折半分」〓四七三条(關訟章)。「追……半分」〓四一〇条(姦通章)、四九四条(關訟章)、四九八条(同章)、等々参照。

- (15) ベトナムに隣接する西双版纳の傣族の法に記された盜竊規定に、盜犯においても、定額罰金のほか、一倍から一〇倍までの賠償が定められていた。雲南省編輯委員會編『傣族社会歴史調査(西双版纳之三)』(雲南民族出版社、一九八三)三一—三二頁。

- (16) 黎朝の文獻では、国朝洪徳年間例諸供体式、雜類に「一、流居他郷、引應在人回郷、斬伐竹木、毀家寺館等物、投告、以一償十、杖八十、謝如律」という珍しい条文があり、ほとんど類例のない書式がみえる。これは一〇倍返しを述べたものであろう。その他、国朝詔令善政、卷五、兵屬、丁未景治五年(一六六七)夏五月の戒管兵苛虐令にも、「……而肆行橫捉者、查得銀錢一分、則收償倍十分、……」とある。

- (17) 前注に同じ。これ以外に、国朝詔令善政、卷五、兵屬、丁未景治五年秋七月の禁管兵留房另兵令にも、「(前略)凡其所取ム社另兵房錢若干、輕者以一倍收其十、重者收此兵民、以懲玩法」とあり、明らかに一〇倍賠償を命じた法令がみえる。

- (18) 安南志略を仏訳したサンソン氏は、「一償九分」を、盜品の価値の一〇分の九を支払う意に解し、同書のベトナム語訳書は、一に對し九を償う九倍返しに意に訳出し、グエン・ゴック・フイ氏も、ドウルスタル氏の解釈を批判し、この部分も九倍返しに意であることを論じた。かつて筆者は、この部分について「盜物の十分の九を賠償させる」と述べたが、その後、国朝刑律を吟味、検討した結果、これを九倍ましの意に解するほうがより妥当だと考えるに至った。旧稿の解釈を訂正しておきた。Camille Sanson, *Nam-Nam-Tche-Luo, Memoires sur l'Annam*, Peking, 1896, p. 487. *An-nam-Chi-Lu'ic 安南紀略*, Huzé, p. 222. *Nanyu's Ngoc Hys, op. cit.*, p. 182. 拙稿「陳朝刑法雜考」(『史学雜誌』八四編九号、一九七五)四〇頁。

- (19) 「倍償錢物還民」〓一八六条(違制章)。「倍償如律」〓一九三条(違制章)、三七〇条(田産章)、四四〇条(盜賊章)。「倍償所減削如律」〓二〇五条(違制章)。「倍還聘財」〓三一五条(戶婚章)。「倍償還民」〓三二八条(戶婚章)。「倍追其粟」〓三四六条(田産章)、天南余暇集、条律の光順六年の条。「倍其穀分」〓三六〇条(田産章)。「倍其穀還之」〓三六一条(田産章)。「追倍償剩分如法」〓五六〇条(雜律章)。「倍所損費」〓五六七条(雜律章)。「反倍所償」〓五八九条(雜律章)。「追倍償如律」〓六〇一条(雜律章)。「倍錢還訟」〓七一七条(斷獄章)。「倍錢還訟人」が正確。その他、「倍償所損物」〓五五九条(雜律章)。「倍償如法」〓五六三条(同章)。「倍償如之」〓五八四条(同章)、等々がある。これらの諸用例の全部を倍額賠償と断定するには、なお嚴密な吟味を要するかもしれないが、全体として、国朝刑律が「倍」「倍償」の語を加倍・倍額賠償の意味に用いていたことは疑いなくろう。

国朝刑律以外の文獻では、前記天南余暇集の条律の光順六年条とともに、大越史記統編、黎紀、顯宗癸未景興二十四年(一七六三)「裴廷絢有罪、免官、廷絢提調又安場、隱匿士人、續納通經錢二千餘緡、爲糾察官所訴、坐落職、倍收贓錢入官」(欽定越史通鑑綱目、正編、卷四二、同年秋

七月の条にも同文)も倍額賠償の一例であろう。ただ、洪徳善政、淫奔人妻、通奸師妻、女有外情の各三条に記す「田産倍還其夫」は、国朝刑律、国朝洪徳年間例諸供体式、天南余暇集ならびに故黎律例に収録された同趣旨の条文には、「倍」の字がない。洪徳善政の「倍」は不要であり、これを倍額賠償の用例と見做すことはできない。

(20) 私的所有にかかわる財産類への侵害行為の用例としては、二八〇条(軍政章)、三二五条(戸婚章)、三二六条(同章)、四四五条(盜賊章)、四四六条(同章)、四四八条(同章)、五三〇条(詐偽章)、五八四条(雜律章)、六〇一条(同章)、六〇三条(同章) 参照。

公的所有にかかわる財産類への侵害行為の用例としては、二五三条(軍政章)、二七〇条(同章)、三二七条(戸婚章)、三五一一条(田産章)、四三一条(盜賊章)、四三三条(同章)、四三八条(同章)、五四〇条(詐偽章)、六〇一条(雜律章)、六二四條(同章) 参照。

(21) 「備償」||五三五条(詐偽章)。「償本分」||二七〇条(軍政章)、五七九条(雜律章)。「追償本分」||五七九条(雜律章)。「追償還官」||二六二条(軍政章)。「償其所損」||五八一一条(雜律章)、五九六条(同章)、六二二条(同章)、六三五条(同章)。「計所毀責償修完如法」||六三一一条(雜律章)。「償依所損」||六三四条(雜律章)。「償其殺分」||三六一一条(田産章)。代償本分||五九〇条(雜律章)。「其物還寺」||二八九条(戸婚章)。「追還之檢察」(「檢察」は不要の語か) ||二九二条(戸婚章)。「追……還之」||四六〇条(盜賊章)。「追其物還軍民」||三〇〇条(戸婚章)。「追所擅^欲還民」||三二五条(戸婚章)。「奪其分」||三五四条(田産章)。その他、「有償贓者、則追于庄主」||四四五条(盜賊章)。「代償贓分」||四五六条(盜賊章)、四五七条(同章)、六五一一条(捕亡章)という形式の用例もある。これら四例は、いずれも贓、すなわち盗などの不正手段で取得した物品、もしくはこれと同価値分を償わせることであり、そのうち、あとの三例はそれを他人に代償させる意である。なお、「償」を倍額賠償の意に用いた例として、四四五条(盜賊章)の「償如之」がある。この「償」が「倍償」の意

であることは、条文の前段部分との関連から判断して明白である。

(22) 財産侵害に対する同額賠償の事例は、二六二条(軍政章)、二七〇条(同章)、二八九条(戸婚章)、二九二条(同章)、三〇〇条(同章)、三二五条(同章)、三六一一条(田産章)、三六七条(同章)、四五五条(盜賊章)、五六〇条(雜律章)、五六三条(同章)、五七九条(同章)、五八〇条(同章)、五八一一条(同章)、五九九条(同章)、六二二条(同章)、六三二条(同章)、六三四条(同章)、六三五条(同章)等の諸条文中に記されている。その他、田土の売買に対する当該田土返還の例として、三四二条(田産章)、三七七条(始増田産章)、三七八条(同章)、三八六条(同章) 参照。

(23) 五八一一条と同一内容の条文を唐明律に見出し得ないが、これに関連がある条文を探せば、唐律疏議、卷一五、廢庫、官私畜損食物、明律、卷一六、兵律、廢牧、宰殺馬牛の両条であろうか。三六一一条に記された「倍」は倍ましを示し、「償」は同額を補償する意である。五七九条は、唐律疏議、卷二六、雜律、受寄物費用の条文を継受し、これに典雇人に関する部分などを少しく補充・改変したものである。

(24) 本条文は唐律疏議、卷一三、戸婚、差科賦役違法の条を見本にして作成された。無論、刑名と量刑は異なる。末尾の「倍償壹分」は、唐律疏議によると、「至死者加役流」であった。

(25) 三二五条と同様に、公私の別を考慮して賠償額を定めた条文として、たとえば六三九条(雜律章)がある。

(26) 仁井田陞、前注(1) 掲書、三六六頁。

(27) 五五三条の原型は、唐律疏議、卷二六、雜律、城内街巷走車馬の条であり、注のなかの減価の比率部分については、同書、卷一五、廢庫、故殺官私馬牛の条に掲げられた疏議の文を参照して作成されたと思われる。「殺傷畜産者、償所減價」は、唐律疏議の注の部分である。唐律疏議は、「無故走馬者」を「無故走車馬」、「杖陸拾」を「笞五十」と定め、この点、国朝刑律と少し異同がある。明律、卷一六、兵律、廢牧、宰殺馬牛と同書、卷一九、刑律、人命、車馬殺傷人の両条にも関連する規定が収められたが、形

式・内容ともに唐律の条文を踏襲したと解してよい。

- (28) 四一九条は、唐律疏議、卷一九、賊盜の強盜と窃盜の兩条を参照したのであろうけれども、独自の規定に近い形式と内容に仕上げられている。明律、卷一八、刑律、賊盜の白昼搶奪や窃盜の諸条を参照した具体的痕跡は見出せない。五三四条のほうは、中国の諸法令のなかにこれと対応する規定をまだ見付けられない。いまは国朝刑律が独自に創出した規定としておこう。

- (29) 「停止」なる語は、すでに唐律疏議、卷二六、雜律、博戲賭財物の条などにみえ、国朝刑律では、二六三条(軍政章)、二八五条(戸婚章)、四五五条(盜賊章)などで使われた。犯人をかまう、犯人に隠れ家を提供する、の意である。

- (30) 「原知盜」に対する諸家の解釈に関しては、Raymond Deloustal, *op. cit.*, BEFEO, XI, 1911, pp. 324, 330. Phan Huy Chđ, *op. cit.*, tr. 134-135. Cao Nai Quang, *op. cit.*, tr. 177, 181, Nguyễn Ngọc Huy, *op. cit.*, p. 183 参照。

国朝刑律におけるいま一つの「原知盜」の用例は、四四六条(盜賊章)の「諸盜鷄豚禾穀、以貶徒論、依輕重、倍償壹分、女犯論減、原知盜者、以盜論」である。ゲン・ゴック・フィ氏が言及したように、国朝刑律には、「原」を付した用例として、「原徒」(名例章、二二条)、「原將」(違制章、一七一条)、「原殺人」(盜賊章、四二五条)がある。

盜犯に関する付け足しだが、盜犯で物証のない場合には、天南余暇集、条律、洪徳十年、盜窃衆所共知に、「一、盜竊之人、雖無寃贓跡、衆所共知、許本社郷人、連名捉呈處罪、或因發怨、結立誣、使傾陷良善、以其罪坐之」とあるように、衆の共知する盜犯であれば、その社郷の人が連名で犯人を捕えて突き出し、罪に処すことが認められていた。これは興味深い規定である。

- (31) 雜律章「諸牧養官畜産、而隱匿及轉賣者、以盜官物論、驗不實者、貶壹資、償入參分之壹」(五七八条)。

国朝刑律の賠償金 (片倉 穰)

斷獄章「諸追勾監緣取人家財物、輕者貶參資、重者徒搗丁、致破産者、徒種田兵、闖社破壞者、以流死論、並倍償壹分、即無本司印帖、而擅行追勾者、貶貳資、無罪者、貶參資、緣取財物及致破産者、並加有帖貳等、即於勾帖指名外妄追勾、若破取財物及致破産者、罪並如之、獄據行帖指名不如法、徒搗丁、獄官失覺、論罰、故縱者、杖貶、監獄官故縱分財者、以貶論、償入三分之壹、闖社破壞而社官不報告、以知情論」(七〇四条)。

- (32) 「家産没官」|| 五一条(衛禁章)。「家産並没官」|| 一三三条(違制章)。「没其田土」|| 二六四条(軍政章)。「田産入官」|| 四二六条(盜賊章)。「田産没官」|| 四三〇条(盜賊章)、四三一条(同章)。「妻子田産没官」|| 四二四条(軍政章)。「妻子田産並没官」|| 四二一条(盜賊章)、四二二条(同章)。「其妻子田産没官」|| 六五三条(捕亡章)。「田産還夫」|| 四八一条(姦通章)。「田産還夫主」|| 四〇七条(姦通章)。「田産並還夫」|| 四八一条(姦通章)。「身及家産還夫」|| 三二一条(戸婚章)。他に、田産を死者の家や主者の家に帰属せしめる形式として、「田産還被死者家」|| 四〇三条(姦通章)。「田産還死者家」|| 四一八条(盜賊章)。「田産還被殺人者妻子」|| 四二〇条(盜賊章)。「田産還主者家」|| 四二八条(盜賊章)などがある。前記のうち、官私の財物侵害に対する財産没収の例は、四二六、四三〇、四三一の各条である。

- (33) 二九一条と同趣旨の条文は、唐律疏議、卷一二、戸婚、卑幼私輒用財「諸同居卑幼私輒用財者、十匹笞十、十匹加一等、罪止杖一百、即同居應分、不均平者、計所侵、坐贓論、減三等」であり、明律、卷四、戸律、戸役、卑幼私擅用財の条にも、これと類似の規定が掲げられている。しかし、本条文と唐明律を比べると、形式と量刑に違いがある。国朝刑律の本条文の末尾には「檢察」という二字が読めるが、これは不要であろう。三七七と三七八の両条は、唐明律には見出せない。後条の「笞伍拾」は、黎明刑律に「男杖五十」、歷朝憲章類誌の刑律誌に「杖六十」と書かれたが、一般に貶二資に対応するのは杖六〇であるから、刑律誌の記載が正確なのかもしれない。四三九と四四〇の両条は、唐明律に各々の原型を見付けるこ

とができるが、四三九条の後半部分と四四〇条の「倍償如律」の部分は、ベトナムで独自に加筆したものである。唐律疏議、卷二〇、賊盜、盜總麻小功財物、同書、同卷、賊盜、卑幼將人盜、明律、卷一八、刑律、賊盜、親屬相盜の各条参照。故黎律例、洪徳申明各条例には、前記明律、親屬相盜の条とほぼ同文が掲載されたが、量刑に相違がある。これによると、黎代に明律と同趣旨の条文が發布されていたが、国朝刑律はこれを採用しなかったことが分かる。

(34) 滋賀秀三、『中国家族法の原理』(創文社、一九六七)二九二頁。

(35) 滋賀秀三、前掲書、四二六頁。その他、同書、四一五―四三二頁も参照。

滋賀氏が引用された史料だが、清明集、争業、繼母將養老田遺囑与親生女の条に、子孫がないとき、または子孫が一六歳以下のときには、寡婦は田宅を典売できないことなどが定められていた。

(36) 歴朝憲章類誌のベトナム語訳書は、この条文中の「倍壹分」を倍二分の意に訳出したが、この「壹分」を二分と解したほうが合理的と判断したからであろう。Phan Huy Chú, *op. cit.*, tr. 129.

(37) 牧野巽、「安南の黎朝刑律にあらはれた家族制度——特に其の家産制度について——」(『支那家族研究』生活社、一九四四)六九五―七〇三頁。『牧野巽著作集』第二卷「中国家族研究」下(御茶の水書房、一九八〇)二二一―二二八頁も参照。

(38) 中国や古代ローマなどで、一家の内の事件が国家の法廷において盗みとして取り扱われなかったことの指摘は、滋賀秀三、前掲書、一〇一―一〇二頁にみえる。中国において親族の罪を告言し得た場合に関しては、西田太一郎、前掲書、一七四―一七五頁参照。

(39) 国朝洪徳年間例諸供体式、奴婢盜売田の条にも、「一、奴婢盜賣田土、杖八十、刺面十字、流遠州、追錢還買主、田還主人、知情杖八十、貶一資、錢入官」とある。これと国朝刑律に掲載された条文とを比べると、量刑には異同があるが、賠償のほうは両者ともに同様である。なお、東洋文庫蔵の歴朝憲章類誌、卷三五、刑律誌に収録された同条文には、「其買者」の

三字が脱落している。

(40) 歴朝憲章類誌、卷三六、刑律誌の同条文には、「婢論減」の三字が欠落している。

(41) 歴朝憲章類誌、卷三六、刑律誌の同条文は、「倍壹分還主」を「倍二分還主」と訳すが、この「二分」は「壹分」の誤りである。

(42) 仁井田陞、『中国法制史研究 土地法・取引法』(東京大学出版会、一九六〇。補訂、一九八〇)六一―八頁。その他、六一―九一―九三頁も参照。

(43) 典雇人に対して賠償の支払いを命じた規定として、雜律章に「諸受寄畜産財物、而輒費用者、杖捌拾、償本分、詐言死失者、貶壹資、倍償壹分、若典雇人牧養、而亡失者、杖捌拾、追償本分」(五七九条)というのがあり、典雇人に対し、同額賠償の責めを負わせたが、これは、この律文の前半で一般庶民にも同額賠償を命じており、かつ「亡失」でもあるから同額と定めたのであって、典雇人なるが故に同額とした事例とはいえない。

(44) 中国における賠償に関しては、滋賀秀三氏の前掲書に引用された清明集などの諸史料にも断片的にみえる。また、すでに仁井田陞『中国法制史』(岩波書店、一九五二)一〇二頁において、中国実社会における賠償慣行が注目され、中国法における賠償制の問題について、従来、とかく歴代の法典のみを中心に考えすぎていたことに再考の余地がある、と述べられていた。国朝刑律の賠償制研究は、ひとりベトナム法の解明だけにとどまらず、ベトナム近隣地域の法を究明するうえで参考になり得ることにとも思いを及ぼすべきであろう。

(45) 末川博『権利侵害と権利濫用』(岩波書店、一九七〇)二七四―二七五頁。
(46) Vũ Duy Mên, Bùi Xuân Đình, “Hưông Ước-Khoan Ước trong Làng Xá”, *NCLS*, Số 205, 1982, tr. 7-8.

(47) Văn Tân, “Thủ Cầm Cứ vào Bộ Luật Hồng-Đức để Tìm Hiểu Xã Hội Việt-Nam Thời Lê Sơ”, *NCLS*, Số 46, 1963, tr. 23. (論考) ユン・タン氏はお金のある人に罪を償うことを容認した点に注目したが、国朝刑律の賠償制には、こういう視点だけでは説明しきれないものがある。